13	セツキシマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成24年12月21日に、薬事法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	03001xxx0103xx
		03001xxx0104xx
		03001xxx0113xx
		03001xxx0114xx
		03001xxx97x3xx
		03001xxx97x4xx
		03001xxx97x5xx
		03001xxx99x3xx
		03001xxx99x4xx
		03001xxx99x5xx
14	リツキシマブ（遺伝子組換え）（薬事法第14条第９項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であって、申請書に添附しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添附を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添附を省略して行うことが適当と認められるものとして厚生労働省設置法第11条に規定する薬事・食品衛生審議会が平成25年１月31日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果に係るものに限る。）	070560xx97x0xx
		070560xx97x1xx
		070560xx99x0xx
		070560xx99x1xx
		070560xx99x4xx
		130140xxxxxxxx
15	B型ボツリヌス毒素（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	010180xx97x0xx
		010180xx99x0xx
16	パクリタキセル（薬事法第14条第９項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であって、申請書に添附しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添附を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添附を省略して行うことが適当と認められるものとして厚生労働省設置法第11条に規定する薬事・食品衛生審議会が平成24年９月６日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果に係るものに限る。）	全ての診断群分類番号
	パクリタクセル（アルブミン懸濁型）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成25年２月21日に、薬事法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	040040xx97x3xx
		040040xx97x4xx
		040040xx9903xx
		040040xx9904xx
		040040xx9913xx
		040040xx9914xx
		060020xx01x4xx
		060020xx03x4xx
		060020xx97x4xx
		060020xx99x40x
		060020xx99x41x
17	レゴラフェニブ水和物（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成25年８月20日に、薬事法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものを含む。）に係るものに限る。）	060010xx01x3xx
		060010xx01x4xx
		060010xx02x3xx
		060010xx02x40x
		060010xx02x41x
		060010xx97x3xx
		060010xx97x40x
		060010xx97x41x
		060010xx99x30x
		060010xx99x31x
		060010xx99x40x
		060010xx99x41x
		060020xx01x3xx
		060020xx02x3xx
		060020xx03x3xx
		060020xx04x3xx
		060020xx97x3xx
		060020xx99x30x